

設楽ダムの建設中止を求める会

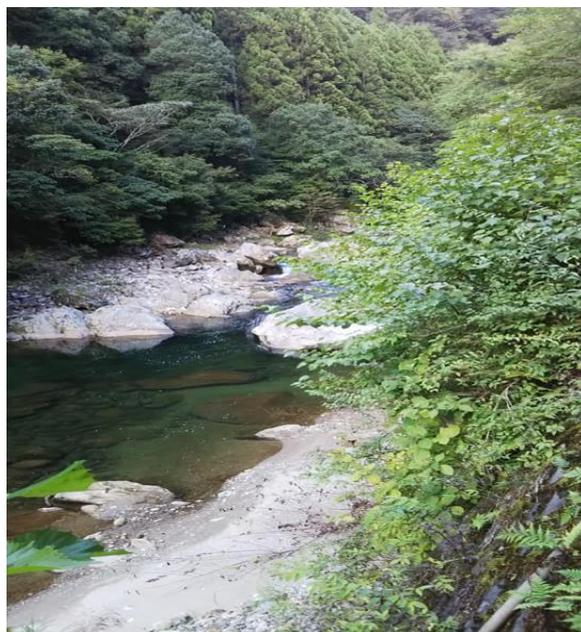
第54号 2019年10月25日

<http://www.nodam.org/>



設楽ダムは今

写真右は転流工呑み口の工事現場です。今年9月29日に撮影されたものです。下の写真はそこから数メートル下流の清流寒狭川の流れです。しかし転流工工事が終了すれば一瞬にこの自然は破壊されてしまいます。



2枚の写真は2019年9月29日 黒岩祐治さん（設楽町在住）撮影

第2次訴訟第6回口頭弁論は11月14日(木)11:00開廷です

傍聴に参加を
お願いします



- 11月14日の日程／名古屋地裁前に10:30にお集まりください。
 - 終了後報告会を行います。報告会：弁護士会館3階小会議室（約30分）
- ※豊橋方面から参加される方へ JR 8時48分発 特別快速 大垣行き（2両目辺り）でいっしょに行きませんか。名古屋駅からはタクシーに乗り合わせていこうと思います。

【第7回口頭弁論は2020年2月17日(木)14:00開廷】

第5回口頭弁論の報告

第5回口頭弁論は9月4日に名古屋地裁で開かれました。大変暑い日でしたので、前回よりやや傍聴者は少なかったような気がしましたが、法廷はほぼ満席となりました。みなさま、暑い中お疲れさまでした。

● 原告準備書面3を提出しました。

「水道用水供給事業の管理者・愛知県企業庁長」の被告適格を争う段階にあり（このところを裁判所が問題にしている。）ダム使用の権利設定申請をすることについての内部的決定の権限は企業庁長にあることを立証する内容となっています。

このハードルを乗り越えないと、私たちが起こした実質的な争点「水は足りており設楽ダムは必要ない」に入れないわけで、土俵にのせず入口のところで却下を裁判所は考えているのかと思えなくもない。で、今回弁護団は権限について強靱な論陣を張っています。

● 意見陳述は田原市在住の大羽康利さん(いっせい行動)が行いました。いかに理不尽な負担を渥美半島住民は負わされているかがよくわかる陳述でした。

⚠ 2点同封しました。

1、原告準備書面3の要旨(設楽ダム第2次住民訴訟弁護団在間弁護士作成)「管理者・企業庁長のダム使用権設定申請の取下に関する権限等について」

2、大羽康利さんの意見陳述書の2点を同封してあります。ご一読ください。



終了後、説明・報告が在間弁護士らによって裁判終了後 桜花会館で約1時間に亘って行われました。(写真は報告会の様子)



会

費の納入をお願いします。振込用紙を同封しました。ご利用ください。(既に振り込まれた方には振込用紙は入っていません。)

そしてできればカンパもお願いします。

会費は年間1,000円です。

うっかりしてました。振込用紙をお送りするのを忘れておりました。よろしくお願いたします。(O)



国土交通省担当者と面談しました

前号(会報53号)でお知らせしましたように、設楽ダム予定地周辺の地質調査グループ(代表:市野和夫)では本村伸子日本共産党衆議院議員に紹介の労を取っていただき国土交通省担当者との面談を行いました。・日時:8月27日(火)面談は13:00~1時間くらい行われました。

・会場は衆議院第1会館第5会議室です。・国土交通省の対応者は 国土保全局治水課 中津熊課長 補佐 坂井田係長の2名

4月には、F-3断層と名づけられた右岸(松戸側)斜面を切っている断層が活断層の疑いが濃いことについての独自調査結果を、設楽ダム建設事務所の専門担当官に詳しく説明するなどしてきましたがこれらの件について、国土交通省本省が、どのような見解を持っているかなどを直に国土交通省に質問しました。また、大規模な地滑り地塊が存在し、複数の断層の存在とともに大規模な岩盤すべりを繰り返し起こしてきた点などについても質問しました。

結論として、国交省は1次調査を終えた現在、活断層(第4紀断層)がないことが明らかになったので2次調査は行わないという態度を堅持しました。

そこで、二次調査をしない理由(判断基準)、安全だという証拠の資料を提出することを国交省に約束させました。

なお、現在はまだ本体工事の発注はしていない。前記した岩盤すべりの危険性等についても現在具体的対策をしていないことが明らかになりました。

その後9月13日に本村議員事務所へ国土交通省へ回答が届きましたが、

第4期断層はないと判断している、ダムサイトに地すべりはない、が繰り返されているだけで新たな調査は起こさない

というだけでした。さらに運動の輪を広げないと国は動きそうにありません。

こちらからの出席者は 本村衆議院議員 秘書、記者の3人。嶋津(水源連共同代表)市野和夫(設楽ダム予定地周辺の地質調査グループ代表)他に当会共同代表など3名。

★★★★

2019年8月28日付 しんぶん赤旗から
設楽ダム地質調査を“「活断層」濃厚

国交省に市民団体 本村議員参加

設楽ダム(愛知県北設楽郡設楽町)予定地の断層は「活断層」の可能性が濃厚。同ダム建設予定地の地質調査を行っている市民グループが27日、衆院第1議員会館で、国土交通省に同ダム建設予定地の地質地盤について再調査を求めました。日本共産党の本村伸子衆議院議員が参加しました。

市民グループは2015~17年度の地質調査報告書を手入れし検討。同ダム建設は「大きなリスクを背負い込む」として3月、同省中部地方整備局長らに意見を提出。その後、支障がないと書かれたサイト斜面を斜めに切る断層を「活断層」と判断。4月設楽ダム工事事務所に説明しましたが、「何の応答」もなく、本省の対応を求めたもの。

.....4ページへ.....



同省は「(第4紀断層の)第1次調査で見つからなかった。1次調査で見つからなければ2次調査は行わない」と述べました。

市民側は「活断層の証拠となる地点の岩盤、断層、地層などの写真を担当者に見せながら「何を持って活断層がないと判断したのか根拠を示してほしい」「1次調査の後に、怪しい活断層が出てきたときに見直す気はないのか」と迫りました。

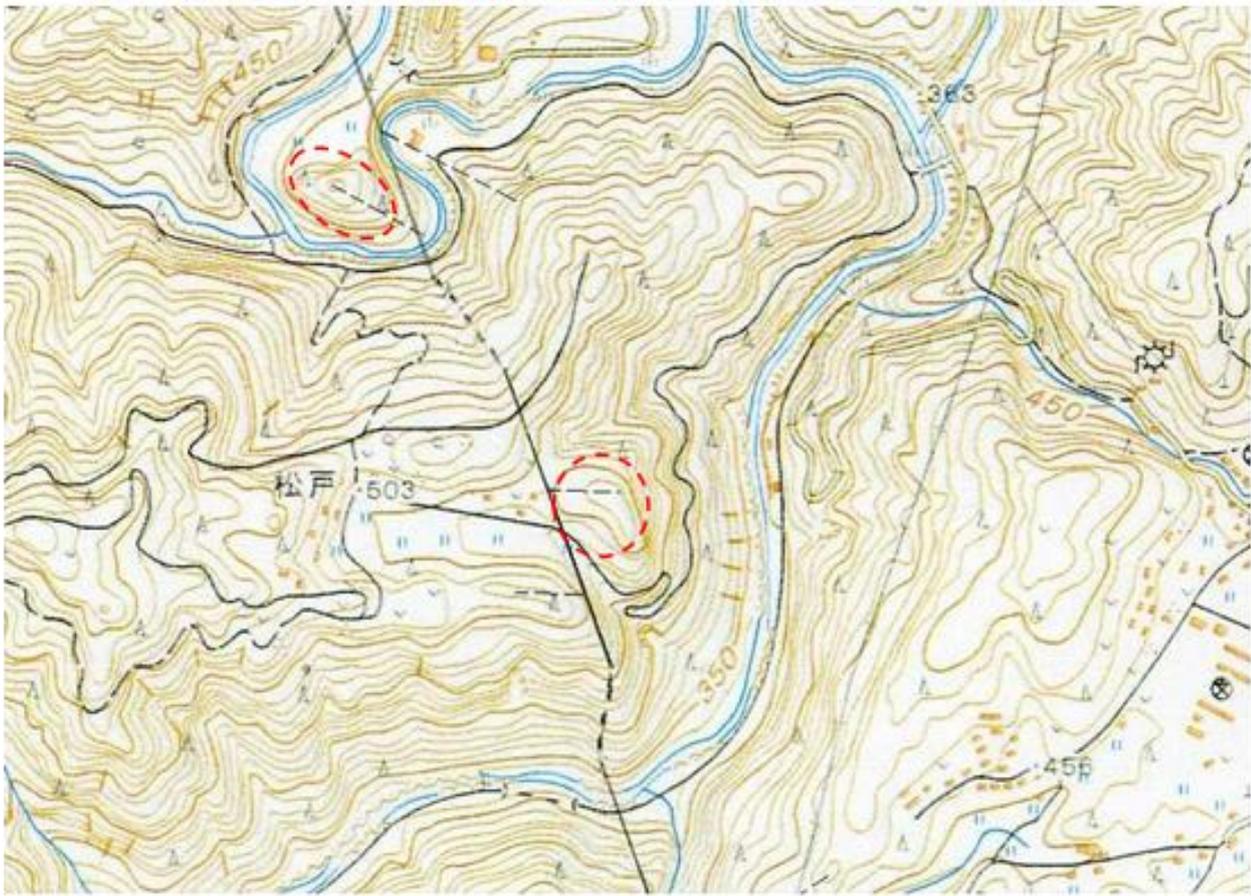
本村氏は「活断層でないと断言できないのなら本体工事発注前に活断層かどうか、国が調査して科学的根拠を示してほしい」と要望。同省は「話を持ち帰る」とだけ答えました。

市民グループは設楽ダム予定地周辺の地質長査グループ、水源開発問題全国連絡会、設楽ダムの建設中止を求める会、設楽ダム第2次訴訟原告団の4団体。

★★★★★

ダムサイト付近の変動地形・・・活断層によって尾根の一部がちぎれて移動？

松戸～大名倉地区の奇妙な地形...孤立丘 (尾根がちぎれて移動してきた?)



奥三河の自然美 フィルムで **ほの国** 賛歌

豊田の安江さん

設楽皮切りに巡回写真展

奥三河の自然美を撮り続けている豊田市在住の安江さんが巡回写真展を今後3年をかけて開催されます。名倉小、東栄小、田口高、東栄中、豊根中、豊根小、設楽中、その後、新城市、豊川市、豊橋市、田原市まで開催されます。中日新聞が記事にしています。(2019, 9月28日付)



奥三河の自然を撮り続けている豊田市在住の安江さんが巡回写真展を今後3年をかけて開催されます。名倉小、東栄小、田口高、東栄中、豊根中、豊根小、設楽中、その後、新城市、豊川市、豊橋市、田原市まで開催されます。中日新聞が記事にしています。(2019, 9月28日付)

洪水による水害多発

台風・集中豪雨による水害が多発していますが、ダム建設に特化し、破堤を防ぐ堤防強化策を採用してこなかった国の治水政策・治水行政の誤りを示すものです。

・破堤のしくみ

洪水による破堤は、それぞれの川ごとに蛇行する川と堤防の位置関係や、川幅の変化、土砂の堆積、支流の合流などが絡んでしくみが異なりますが、以下のように整理できます。

- ① 川の流れが激しくぶつかって堤防を表側（川側）から削って破堤する
- ② 水位が高まり、堤防を越えた流れが堤防の裏側（集落側）を削って破堤する
- ③ 長時間水位が高い状態が続いて、堤防内に川水が浸透し、堤防の砂泥が液状化して破堤する

・破堤を防ぐ方法

破堤のしくみに対応して堤防を強化すれば破堤を防ぐことができます。

- ① 水流が激しくぶつかる区間の堤防は、基礎部分をテトラポッドなどで保護し、堤防本体の川側法面はコンクリートを張って強化します。（ほぼ対策済み。）
- ② 越流による破堤は、越流水が堤防の裏側（集落側）を削るので、これを防ぐには、このような越流しやすい区間の堤防の裏側法面にアスファルトや遮水シートを張るなど、強化します。（この対策はほとんどなされていません。）
- ③ 日本の急流河川では、何週間も続く大陸大河川のような洪水はまず起こりませんが、数日間水位が高い状態が続くことはあります。堤防内に水が溜らないように、堤防裏側（集落側）の法尻の排水を良くする対策をとれば、ある程度の強化ができます。堤防に漏水を防ぐコア（芯：粘土の壁）が築かれていれば、浸透水を防ぐことはより容易になります。（法尻排水工法、地中隔壁工法などで強化ができます。）

・破堤を防ぐ意味

越流しても破堤しなければ、集落側にあふれ出る水量は少ないので、破堤に比べて水害の程度は圧倒的に小さくなって、床下浸水程度に収まり、死人が出ることはなくなります。

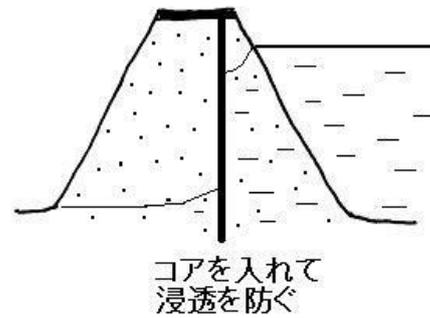
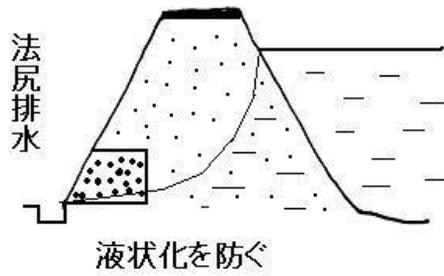
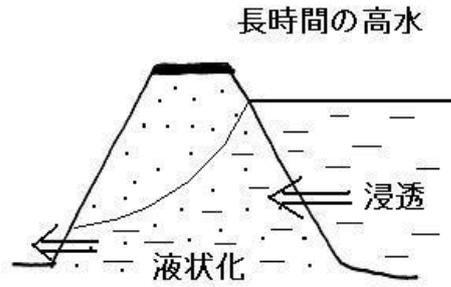
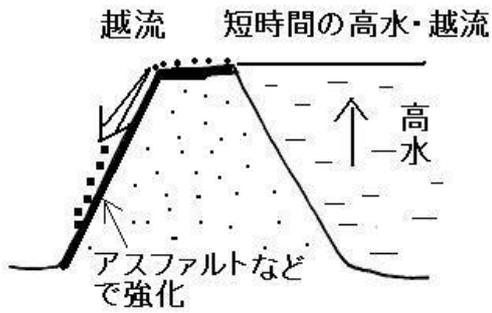
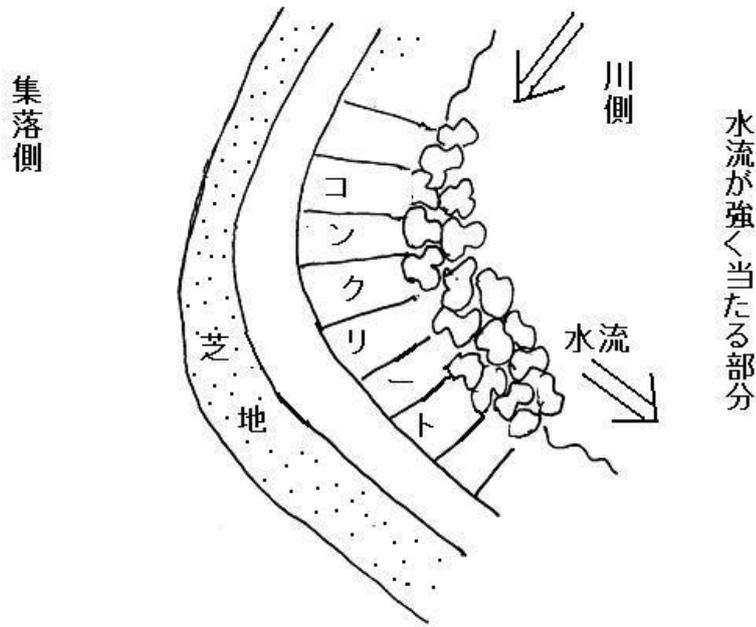
・ダム造りに特化した国の治水政策は誤り

設楽ダムは、特定多目的ダム法の下に事業化されていますが、この法律は高度経済成長政策を進める目的でつくられたもので、ダム建設によって鉄・コンクリート・重機産業を肥大化させ、併せて水資源や水力の確保をすることが趣旨となっています。ダム建設によって水害を防ぐとするダムの治水目的は、上記の経済政策を容易に進めるために作られた神話であって、ダムが空または余裕がある場合に、その余裕の限りにおいて洪水の一部を貯めることができるにすぎません。実際は、ダムによる洪水被害は後を絶ちませんし、ダムによる環境破壊は川だけにとどまらず海域まで及ぶすさまじいものです。

・合理的な目的がない設楽ダムは中止するべき

治水は堤防強化が優れています。また、第二次住民訴訟でも検証されているように、愛知県東三河の水資源は開発済みです。設楽ダムは不要であり、事業は中止されるべきです。

堤防強化による破堤の防止法



立ち木トラスト木札付け作業 & 設楽ダムサイトの見学会



を行います。

開催日：11月23日（土：祝日）

立ち木トラスト木札付け作業 午前9：30～

設楽ダムサイト見学会 午後1：30～

立ち木トラスト木札は残り200枚余あります。これらを3か所のトラスト山の木々に付けていきます
ご協力をお願いします。

また、ダムサイトの見学を設楽ダム工事事務所に申し込んだところ、11月23日（土）午後1：30～ならOKということでした。

そこで以下の日程で行うこととしました。。

いずれも雨天の場合は中止します。

11月23日（土）午前9：30 設楽町役場駐車場に集合

午前9：45 車に乗り合わせてトラスト山へ。2時間ほど作業します。

昼食 正午～13：00頃

奥三河総合センターロビーで昼食の予定（会議室が取れば会議室で）

ダムサイト見学（設楽ダム工事事務所員案内による） 13：30～

13：00 奥三河総合センター出発

見学者は自家用車5台分（駐車スペースの関係で）までOKだそうです。

転流工呑口など工事事務所員の案内で見学します。



※山歩きできる服装でご参加ください。

※車で設楽町役場まで来れない方は、JR豊川駅東口の駐車場前へ午前8：20分にお集まりください。
乗り合わせていけるように手配します。その場合あらかじめご連絡ください。

※昼食はおにぎり弁当を「会」で用意しますので持参する必要はありません。



※ダムサイト見学については、工事の関係で11月初めに再度連絡をくれることになっています。
変更があるかもしれません。その場合は参加申込者にはご連絡します。

立ち木トラスト木札付け・ダムサイト見学の希望者は、8ページにある申込表にご記入のうえ

FAX 0532-54-7305またはメール okumiya@xi.commufa.jp

でお申し込みください。11月17日までにお知らせください。

facebookページ設楽ダムの建設中止を求める会のメッセージからでもお申し込みできます。



立ち木トラスト木札付け作業 & 設楽ダムサイトの見学会参加申し込み表

お名前（参加されるすべての方のお名前を書いてください。）

連絡先（携帯）

(1) いずれかに○を付けてください。

- 1、木札付けとダムサイトに参加
- 2、木札付けのみ参加
- 3、ダムサイト見学のみ参加

(2) いずれかに○を付けてください。

- 1、自分の車で集合場所へ行く
- 2、朝8：30分にJR豊川駅で待つので迎えに来てほしい。

(3) 当日朝8：30に豊川駅へ迎えに行くことはできますか？

- 1、できる。
- 2、できない。

その他、ご要望等ありましたらお知らせください。



設楽ダムの建設中止を求める会：<http://www.nodam.org/>

共同代表：倉橋 英樹 澤田 恵子

郵便振替の口座番号：00870-1-134146 加入者名：設楽ダムの建設中止を求める会
設楽ダムの建設中止を求める会の年会費は1000円です。

事務局：奥宮芳子 〒440-0069 豊橋市御園町1-3 0532-54-7305 okumiya@xj.commufa.jp